

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安佐南区農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 都市計画の種類

(1) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名 称	位 置 及 び 区 域
西風新都大塚下観音山地区 地区計画（変更）	広島市安佐南区大塚西一丁目の一部

2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市都市整備局都市計画課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所農林建設部建築課